## 3 就業構造

## 第3-18表 有料職業紹介

## Table 3-18: Fee-charging employment services

国	有料職業紹介についての法規制	有料職業紹介の現状
日本	<ul> <li>許可制で有料職業紹介事業を行うことが認められている。ただし以下の職業については有料職業紹介における取扱いが禁止されている。</li> <li>港湾運送業務の職業</li> <li>建設業務の職業</li> <li>労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあると命令で定められた職業</li> </ul>	<ul> <li>・2007年度の新規求職申込み件数は約244万件、常用求人数は約218万人。</li> <li>・有料職業紹介事業所数は2007年度、15,453事業所あり、約38万人が就職。</li> </ul>
アメリカ	・日本の職業安定法に該当するような, 有料職業紹介所について規定している包括的な連邦法はないが, 各州(一部都市)が独自に許可等の規制を行っている。 ・各州の規制の概要(全50州) (1)許可制をとっている州 43州 (2)料金規制 35州 (3)一定期間内に理由なく解雇された場合は手数料返納あり。 (マサチューセッツ州, バージニア州, メリーランド州)	所と推定される。求職者の利用率は 9.3%。
イギリス	・有料職業紹介事業については,許可制の下で取扱職業を制限することなく認めていたが, 1995年1月に許可制も撤廃された。しかしながら,新制度の下でも求職者からの紹介料の徴収は,一部職種を除き禁止され,記録の作成,保存等の義務も課されている。	<ul> <li>・1994年12月時点で約14,000事業所。利用率は16%。</li> <li>・民間事業者は専門・技術職,管理職中心。</li> </ul>
ドイツ	・2002年4月,職業紹介業に係る許可制を廃止し、職業紹介バウチャー制を導入。 ・職業紹介バウチャー制度では、一定の水準を満たす求職者に官がバウチャーを渡し、民間の紹介所を活用する仕組み。求職者が就職すると成果報酬を民間に支払う。	_
フランス	・2005年1月施行の社会統合法により, 国の機関(ANPE) による職業紹介の独占は廃止された。	・2008年末時点で、インターネット上や新聞などに、多くの職業紹介所の広告が見られる。しかしながら、紹介所の実態(紹介所の数や職業紹介数)は不明。ただ、職業紹介に関するANPEの役割は、現在でも大きいと言われている。

資料出所 日本:厚生労働省ホームページ(http://www.mhlw.go.jp/)

イギリス: Department of Trade and Industry (http://www.dti.gov.uk/) その他: 労働省「雇用政策研究会(1996年12月)」により労働政策研究・研修機構作成